

令和5年9月27日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

## 防災警察常任委員会資料

(令和5年9月25日付託分)

警 察 本 部

目 次

ページ

議案（条例その他）

1	和解の概要【警察本部】	1
2	和解の概要【警察本部】	3
3	和解の概要【警察本部】	5

## 1 和解の概要

### (1) 目的

退職予定の県警察職員に対する求人票に係る情報公開非公開処分取消等請求事件について、民事訴訟法第89条により東京高等裁判所から和解勧告があり、これに応じるものである。

### (2) 和解の内容

#### ア 件名

退職予定の県警察職員に対する求人票に係る情報公開非公開処分取消等請求事件に係る和解

#### イ 和解の相手方及び和解金額

##### (ア) 和解の相手方（控訴人）

(イ) 和 解 金 額 3万円

### (3) 事件の内容

令和3年3月1日、控訴人は神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）の規定により、神奈川県警察本部長（以下「本部長」という。）に対し「企業など法人から神奈川県警に提出された、県警察経験者を採用するための求人票。請求日現在で実施機関が保有するものすべて。」に係る行政文書の公開請求を行った。

本部長は、控訴人から公開請求のあった行政文書を特定し、同年4月30日、その一部について公開する決定をし、控訴人に通知の上、公開した（以下「本件処分」という。）。

### (4) 訴訟の経過

ア 控訴人は、本件について、

- ・ 本件処分の非公開情報は、条例第5条第1項第1号イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」にあたる。

- ・ 違法な非公開処分により、条例が保障する知る権利を侵害された。

などと主張し、神奈川県に対し、本件処分の取消し、精神的苦痛に対する賠償金10万円の支払を求め、横浜地方裁判所に提訴した。

イ 横浜地方裁判所は、本部長に対して本件処分について再考することを促したところ、本部長が原処分を取り消した上で改めて控訴人が公開を求める部分を公開する処分を行ったため、国家賠償法上の賠償を要する損害が存在すると認めることができないなどとして、令和5年3月22日、控訴人の請求を棄却する判決を言い渡した。

ウ 当該判決に対して控訴人は、同年4月5日、東京高等裁判所に控訴し、本訴訟について審理を継続していたところ、東京高等裁判所から、

- ・ 本部長が情報公開をやり直したとしても、その点について控訴人にとっては不必要な訴訟提起であったこと。

等に鑑み、令和5年8月7日、第一審の訴訟に要した印紙代や資料写しの作成費用等の費用分程度は神奈川県が負担すべきであるとして和解金を3万円とする和解案が提示された。



#### (4) 訴訟の経過

ア 原告は、本件について、

- ・ 事故発生現場に設置されている横断歩道の道路標示が摩耗して消滅しており、被告会社従業員は、横断歩道手前で一時停止等することなく走行し、本件事故を惹起した。
- ・ このような道路標示の消失は、神奈川県管理に瑕疵があったというべきであるから、国家賠償法第2条第1項に基づき、賠償責任を負う。

などと主張し、被告会社及び神奈川県に対し、連帯して賠償金1億3,916万4,026円の支払を求め、横浜地方裁判所川崎支部に提訴した。

イ 本訴訟について審理を継続していたところ、令和5年6月9日、横浜地方裁判所川崎支部から、

- ・ 被告会社従業員は本件道路を幾度も往復しており、道路標識等の存在もあることから、横断歩道の存在を認識し得たと認められること。
- ・ 神奈川県は、事前の連絡等により横断歩道の道路標示が摩滅している状況を認識し得る状況にあり、横断歩道の道路標示の摩滅が本件事故の発生の一因となったと認められること。

等に鑑み、和解金総額を6,700万円とし、その過失割合を被告会社9割、神奈川県1割とする和解案が提示された。

### 3 和解の概要

#### (1) 目的

警察署で保護した泥酔者が後に脳出血により死亡した事案に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条により東京高等裁判所から和解勧告があり、これに応じるものである。

#### (2) 和解の内容

##### ア 件名

警察署で保護した泥酔者が後に脳出血により死亡した事案に伴う損害賠償請求事件に係る和解

##### イ 和解の相手方及び和解内容

###### (ア) 和解の相手方（控訴人）

###### (イ) 和解内容

神奈川県は、控訴人らが、泥酔者として保護された息子、  
（以下「故人」という。）の死が、警察官職務執行法第3条第1項に基づく保護の取扱いについて、一層適切に行われる契機となることを要請したことに対し、故人の死を悼み、謹んでお悔やみを申し上げる。

また、神奈川県は、保護事案の取扱いに当たり、引き続き、要保護者の保護を適時適切に行うよう努める。

なお、控訴人らは、本件請求をいずれも放棄する。

#### (3) 事件の内容

平成30年3月18日、コンビニエンスストア店員から「駐車場に男性が酔っ払って寝ている」旨の通報を受け、同日午前5時39分、酒の臭いをさせ、いびきをかいて寝込んでいた故人を泥酔者として保護し、パトカーで警察署へ搬送した。

搬送直後、故人に異常は認められなかったことから、警察官は、故人を動静監視の下において休ませていたが、大きないびきをかき始めるな

どしたため、同日午前9時16分頃救急隊に出動要請をしたところ、故人は脳出血により搬送された病院において死亡した。

#### (4) 訴訟の経過

ア 控訴人らは、本件について、

- ・ 警察官は、故人がいびきをかいて寝ているのに対して、脳出血によるものであることを疑い、医療的措置を受けさせなければならなかったのに、酒を飲んでいると軽信し、パトカーで運んだ上、長椅子で放置した過失がある。

などと主張し、神奈川県に対し、賠償金600万円の支払を求め、横浜地方裁判所に提訴した。

イ 横浜地方裁判所は、本件について、

- ・ 警察官が、故人を泥酔者と判断したこと、脳内出血者であるとの疑いを抱かなかったことについては、社会通念上普通の社会人ならそう判断すると思われる程度の客観的事実から合理的になされたものといえることができるから違法性は認められない。

などとして、令和4年12月16日、控訴人らの請求を棄却する判決を言い渡した。

ウ 当該判決に対して控訴人らは、同月30日、東京高等裁判所に控訴し、本訴訟について審理を継続していたところ、令和5年6月27日、東京高等裁判所から、金銭の支払を伴わない和解案が提示された。